

広島県告示第三百九十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、指定公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第二項及び地方自治法施行規則（昭和二十二年省令第二十九号）第十二条の二の十四第二項の規定により次のとおり告示する。

令和七年四月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名称	住所又は事務所の所在地	指定をした日	委託した公金事務に係る歳入等の内容	委託をした日 (委託期間)
弁護士法人ブレインハート法律事務所	東京都千代田区丸の内三丁目四番一号 新国際ビル四階	令和七年四月一日	母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金未収金	令和七年四月一日 (令和七年四月一日～令和八年三月三十一日)